

四日市競輪場 LED 照明設備賃貸借仕様書

1 目的

四日市競輪場内の照明を LED 化することにより、維持管理経費の削減と施設の利用環境の改善を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、「四日市競輪場 LED 照明設備賃貸借仕様書」に適用する。

3 適用規格及び参考規格

本仕様書において適用されていないものは、以下の規格等を適用する。

(1) JIS 規格

JISC62504	一般照明用 LED 製品及び関係装置の用語及び定義
JISC7801	一般照明用光源の測光方法
JISC7550	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
JISC8105-1	照明器具 – 第 1 部：安全性要求事項通則
JISC8105-2-1	照明器具 – 第 2 - 1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-2	照明器具 – 第 2 - 2 部：埋込形照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-22	照明器具 – 第 2 - 22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-3	照明器具 – 第 3 部：性能要求事項通則
JISC8105-5	照明器具 – 第 5 部：配光測定方法
JISC8147-2-7	ランプ制御装置 – 第 2 - 7 部：非常時照明用制御装置の個別要求事項
JISC8147-2-13	ランプ制御装置 – 第 2 - 13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール及び LED ライトエンジン
JISC8152-1	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法 – 第 1 部：LED パッケージ
JISC8152-2	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法 – 第 2 部：LED モジュール及び LED ライトエンジン
JISC8152-3	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法 – 第 3 部：光束維持率の測定方法
JISC8153	LED モジュール用制御装置 – 性能要求事項
JISC8154	一般照明用 LED モジュール – 安全仕様
JISC8155	一般照明用 LED モジュール – 性能要求事項

(2) 電気用品安全法 (PSE)

日本国内電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

4 概要

(1) 履行場所

四日市市大字羽津甲 5 1 6 3 四日市競輪場

(2) 賃貸借物品

ア LED 照明器具本体 (ランプ共) 及びその他取付に必要な資材等

イ その他、取り付けに必要な資材

(3) 設置場所及び施工箇所について

別紙 1 のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日 から 令和 9 年 12 月 31 日

(5) 設置期限

令和 4 年 12 月 31 日

(6) 賃貸借契約期間

令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日 (60 ヶ月)

(7) 支払い方法

月額払 (60 ヶ月)

(8) 賃貸借契約期間満了時の取り扱い

賃貸借契約期間が満了し、発注者が賃貸借料を完済後、本賃貸借物品の所有権を受注者から発注者に無償で譲渡する。

5 履行内容

(1) 照明器具 (物品) の調達

照明器具、照明部材及び光源(LED)は、未使用品であること。

(2) 既存照明器具の処分

(3) 照明器具の設置作業

(4) 照明器具の保守

(5) 設計図書(LED 照明配置図)の納品

6 LED照明機器 (物品) 仕様

(1) 共通

ア 照明器具は、別紙 1 の右側「LED 照明要求性能」に示す仕様を満足する LED を調達すること。

イ 照明器具、電球等 使用する全ての LED 照明は、JIL5004 「公共施設用照明器具」

の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」それぞれに登録対応器種を持つメーカーの製品とすること。(公共施設用照明器具に器種設定のない種類のLED照明についても、同様とすること)

ウ 光源(LED)寿命は、40,000時間以上(光束維持率85%以上)の製品とすること。

エ 照明器具には、本契約の賃貸借物品であることを判別しやすいようにラベル等を付すこと。記載内容については別途協議とする。

オ 照明器具は、事前に機器図面等を提出し、発注者の承諾を得ること。

カ 壁面等に取付跡が残らないよう器具サイズを配慮すること。(跡が残る場合は補修を本業務に含むこと)

(2) 一体型ベースライト

ア 器具本体とライトバー(光源)から構成されており、分離できる構造であること。

(3) 直管型LEDランプ

ア G13口金を持つランプとし、既設器具を活用すること。

イ ランプに電源を内蔵した製品とすること。

ウ 安定器をバイパスし、直接ソケットに給電するよう施工し、LEDランプに取り替えること。また、正常かつ安全に使用するために必要な調整及び工事をする事。

エ 既設安定器のバイパス(切り離し)を必要としない直管型LEDランプは不可とする。

オ 落下防止ワイヤを取り付けること。

(4) LED投光器/無線調光

ア 電源を器具に内蔵した製品とすること。

イ 無線にて5%~100%の調光が可能であること。

ウ 年間スケジュール設定が可能であり、日付指定で調光の設定が可能であること。

エ 調光グループはエリア毎に4グループ以上の設定が可能であること。

オ 落下防止ワイヤを取り付けること。

カ 既存照明制御盤とのマッチングに問題がないよう留意すること。

(5) LED高天井/無線調光調色

ア 電源を器具に内蔵した製品とすること。

イ 無線にて5%~100%の調光、2700K~6500Kの調色が可能であること。

ウ 年間スケジュール設定が可能であり、日付指定で調光・調色の設定が可能であること。

エ 調光・調色グループはエリア毎に4グループ以上の設定が可能であること。

カ 既存照明制御盤とのマッチングに問題がないよう留意すること。

(6) その他

ア 照明器具は、別紙1に示す性能を持つLED器具を調達すること。

(納品前に納入仕様書を提出すること。仕様書を満足しない場合、契約不履行となることから留意すること。またその際、仕様について、発注者より追加要望等がある場合は協議を行うこと。) 確実な電気料金削減を実現するため、消費電力の仕様は特に留意すること。

7 工事(設置)仕様

- (1) 受注者は、賃貸借期間開始前に、設置工事の発注者による完了検査を受け、合格しなければいけない。
- (2) 受注者は、設置工事に先立って現地調査、回路調査を実施すること。記載内容に相違があった場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (3) 受注者は、上記(2)の結果、賃貸借機器の数量に差異が生じた場合は、速やかに協議を発注者で行うものとする。
- (4) 受注者は、賃貸借機器について賃貸借機器承諾願を提出し、発注者の承諾を得るものとする。
- (5) 受注者は、既存機器を取り外した後、賃貸借機器を設置するものとする。設置完了後については、即日点灯し、点灯確認をするものとする。
- (6) 受注者は、賃貸借機器設置後、賃貸借期間開始前までに消灯、その他不具合(以下「不具合」という。)が発生した場合は、受注者の責任において早急に復旧するものとする。
- (7) 受注者は設置作業の際、仮設足場を設置する必要がある場所については、設置した足場が施設の運営に支障をきたさないよう設置場所、設置方法、設置期間等について事前に発注者と協議すること。
- (8) 受注者が設置作業に使用する雑材は、全て新品とする。
- (9) 受注者は設置作業にあたっての安全管理については、発注者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じるものとする。
- (10) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として受注者が実施するものとする。
- (11) 受注者は必要に応じて、工事エリアのみならず、通路及び材料置場の各部養生を行うものとする。
- (12) 工事計画、設計、施工管理の役割を担う者は、作業期間中は現場に常駐し品質や工程、安全等に配慮した施工管理を行うものとする。
- (13) 使用に伴う施設利用制限、停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止するものとする。

- (14) 安全対策は施設利用者、施設職員及び工事従事者に十分配慮し、万全を期して行うものとする。
- (15) 搬入及び搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得るものとする。
- (16) 受注者は、作業車及び運搬車等、施設の敷地内における車両の駐停車については、事前に発注者の承諾を得るものとする。
- (17) 工事期間中は発注者と日程の調整を行い、施設運営及び周辺環境に支障のないよう工事工程及び作業方法に配慮するものとする。
- (18) 工事の着手、施工及び完成に当たり、官公庁ほかへの必要な届出手続等を、遅滞なく適切に行うこと。
- (19) 受注者は、設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認するものとする。
- (20) 受注者は、設置前後に照度測定を実施し報告すること。
- (21) 受注者は、撤去した既存照明器具、ランプ等の取扱いについては、受注者負担で処分するものとする。撤去した照明器具等については、関係法令を遵守し、適法に受注者が処理するものとする。（PCBを含む安定器については、取扱いについて別途、発注者と協議するものとする。）
- (22) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築工事標準仕様（電気設備工事編）最新版及び公共建設改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完するものとする。
- (23) 受注者は契約後、速やかに施工計画（工程表、作業体制、安全管理計画等）について、発注者の承諾を得るものとする。
- (24) 別途工事（四日市競輪場内ナイター照明更新工事等）の受注者と協議の上、計画すること。別途工事で照明制御盤も更新することから、南北駐車場の照明の制御も兼ねており、動作に問題がないか確認を行うこと。
- (25) 現場調査、回路調査等を十分に行うこと。
- (26) 施工及び本契約に必要な照明器具等を調達するものとして、受注者は以下の全てを満たす者と直接契約を行い、工事着手までに下請届を提出すること。
 - ・できる限り市内業者との契約優先に努めること
 - ・経営事項審査（以下、「経審」という。）は、基準日を公告日として、有効期限内の結果を有していること。
 - ・経審で、建設工事の種類は「電気工事」で登録されていること
 - ・経審において「電気工事」の総合評定値が640点以上であること
 - ・経審において「電気工事」における完成工事高が200,000千円以上であること

8 物品の保守等

- (1) 賃貸借物品に対する保証期間は5年とし、機器の不具合による物品の取り替え、代替え、修理等（交換作業費含む）に要する費用は受注者負担とする。
- (2) 受注者は、保証期間中に消灯その他の不具合（以下「消灯等」という。）が発生した場合は、迅速かつ適切に物品の取り換え、代替え、修理等を行うものとする。
- (3) 消灯等の原因が、落雷等、機器の不具合によらない場合は、受注者は付保する新価特約付動産総合保険の範囲内で、費用を負担する。ただし、新価特約付動産総合保険の付保範囲外の費用負担については、別途協議するものとする。
- (4) 受注者は、設置作業終了後、消灯等が発生した時の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出するものとする。

9 物品の移動等

- (1) 発注者が照明器具の設置個所を変更するときは、発注者の責において物品の取外し、設置及び調整を行うものとする。
- (2) 9（1）にあたり、機器の取外し、設置及び調整に必要な情報を、受注者は発注者に提供するものとする。
- (3) 変更後の機器は、引き続き受注者が管理するものとする。

10 その他

- (1) 賃貸借契約期間の開始は、前項に定めるとおりとするが、器具の仮使用として、設置した箇所から順次、使用を認めるものとする。仮使用期間中に消灯等が発生した場合は、その原因が機器の不具合によるときにのみ受注者の負担で物品の取替え、代替え、修理等（交換作業費を含む。）を行うものとする。
- (2) 電力契約照合・電力契約申込・共架申請については受注者が行う。
- (3) 本仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要となる事項については、受注者が責任を持って、対応すること。なお、本仕様書に記載されているすべての作業に対し、いかなる場合においても四日市市に対し、別途請求することはできない。
- (4) 本仕様書に関して疑義を生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定するものとする。

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督職員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督職員と協議を行うこと。
- (5) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督職員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受託者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。